

酒田市公益活動推進のための基本方針

令和 5 年 3 月

山形県酒田市

酒田市公益活動推進のための基本方針

目 次

1	基本方針策定の目的 -----	1
	(1) 基本方針策定の目的	
	(2) 基本方針の見直しについて	
2	公益活動の意義、協働の効果 -----	2
	(1) 公益活動の意義等	
	(2) 協働の効果	
3	基本的な考え方 -----	4
	(1) 協働推進の基本的な考え方	
	(2) 協働の領域	
	(3) 協働の形態	
4	基本的な施策 -----	6
	(1) 基本施策	
	(2) 酒田市ボランティア・公益活動センターの設置・運営と機能の充実・強化	
	(3) 酒田市ボランティア・公益活動推進委員会の設置	

1 基本方針策定の目的

(1) 基本方針策定の目的

私たちのまち酒田は、公益の祖といわれた本間光丘をはじめとする先人が、砂防林の植林やまち並みの整備に尽力し、地域社会の安定と繁栄をもたらした地域特性をもつまちです。また、古くから自治会などの地縁型組織において、地域住民が相互扶助的に地域課題解決に取り組んできました。個人やグループ等がボランティア活動や公益活動を様々な分野で活発に行っており、多くの事業者も社会貢献活動に取り組んでいます。

平成 13 年に公益を学問領域とする東北公益文科大学が開学し、公益学の発信地として、新たなまちづくりが始まりました。現在も東北公益文科大学との連携を深めながら、公益のまちづくりを推進しています。

近年、人口減少、少子高齢化、教育、防災等、まちづくりにおける問題の複雑化・多様化や、時代や地域の変化が大きくなってきています。こうした社会情勢の中で、酒田市総合計画は、市、市民、市民活動団体、事業者など多様な主体が対等な立場で共に力を合わせて、明るい未来あるまちづくりを進めていくことを掲げています。

また、議員発議により平成 20 年 4 月 1 日に「酒田市公益のまちづくり条例（以下「市条例」という。）」が施行、平成 30 年 4 月 1 日に一部改正されました。

この改正後の条例は、公益活動を個人も含む活動と定義し、『市民、公益活動団体、事業者、地域コミュニティ及び市が、それぞれの役割を担いながら、「協働」を基本に主体性をもってまちづくりに参画することが「自治」の本来のあるべき姿として認識し、公益活動の自発性、自主性、自立性を尊重し、協働のまちづくりを推進し、将来にわたって市民が誇りの持てる酒田市をつくる』ことをめざしています。

すでに本市では、さまざまな施策分野で市民と行政との協働が行われていますが、より広範な施策分野で市民と行政との協働を推進するためには、本市が市民との協働をどのように取り組むかについての基本的な考え方を明らかにする必要があります。

この基本方針は、酒田市総合計画と市条例を踏まえ、公益活動の意義や協働の効果、協働の基本的な考え方を示し、基本的な施策を掲げ、総合的に公益活動を推進することを目的として定めるものです。

(2) 基本方針の見直しについて

変化する社会情勢や市民ニーズの多様化に対応するため、必要に応じ基本方針を見直します。

2 公益活動の意義、協働の効果

(1) 公益活動の意義等

ア 公益活動の意義

市民及び公益活動団体等の活動には次のような社会的な意義があると考えます。

- ① 市民の多様なニーズに先駆的かつ迅速、柔軟に対応し、多様なサービスを提供することができます。
- ② 公益活動の広がりにより、社会的課題を市民自ら解決する市民自治型社会が形成されます。
- ③ 地域コミュニティが、地域の様々な課題に取り組むとともに、それぞれの特性を活かして連携・協力することにより、安全安心で住みよい地域づくりにつながり、より一層の地域の活性化が図られます。
- ④ 市民の社会参加を通じて、地域における新たな自己実現や社会貢献、交流の場を創出することができます。

イ 市民とは

市内に居住する者、市内の事業所に勤務する者及び市内の学校に在学する者

ウ 公益活動とは

市内で公益のまちづくりに関する活動を自主的かつ自発的に行う活動で、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表に掲げる活動。ただし、次に掲げるものを除きます。

- ① 営利又は特定の個人等の利益を追求することを目的とする活動
- ② 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- ③ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- ④ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- ⑤ 公益を害するおそれのある活動

エ 公益活動団体とは

ウに定める公益活動を行うことを主目的として、継続性を持つ団体

オ 事業者とは

営利を目的とする事業を行う個人又は法人

カ 地域コミュニティとは

地域課題を自ら解決しようとする地縁に基づく自治組織及び一定区域における総合的な自治組織

キ 協働とは

市民、公益活動団体、事業者、地域コミュニティ及び市が対等な立場で知恵を出し合い、協力して地域の公益に貢献すること

ク 公益とは

現在及び未来における不特定多数の者の利益、その他地域及び社会の利益

(2) 協働の効果

市民及び公益活動団体等と行政が協働したとき、次のような効果が期待されます。

ア 市民にとっての効果

ニーズにあったサービスの享受、サービスの選択肢の拡大が期待できます。また、一市民として公益活動に参加することを通して、個々に活動していたときより、心の豊かさや充実感を実感できるようになります。

イ 公益活動団体にとっての効果

活動範囲の拡大や、単独では実施困難なより質の高い活動を展開できるとともに、様々な側面で活動基盤が安定し、団体やその活動に対する社会的認知度が向上することが期待できます。

ウ 事業者にとっての効果

公益活動とつながりが深まることによって、事業者への信頼やイメージアップにつながるといった側面ばかりでなく、さらなる地域ネットワークの強化などが期待できます。

エ 行政にとっての効果

多様な主体との協働により、公益活動団体等が持つ柔軟性・迅速性・専門性を生かし、複雑、多様化する市民ニーズにより柔軟、的確かつスピーディーに対応することができます。

3 基本的な考え方

「市民にとってよりよい社会」を実現するという点では、市民や公益活動団体等と行政の目的は基本的に同じであり、お互いの長所・短所を補っていくことが重要です。そのため、協働を推進していくにあたっては、次の基本的な考え方により行われる必要があります。

(1) 協働推進の基本的な考え方

ア 目的・課題を共有していること

互いの役割と組織の特性を踏まえ、目的・課題を共有しながら役割分担をします。

イ 対等であること

それぞれの特性を理解したうえで、対等かつ自由な立場であることを前提とします。

ウ 自主性の尊重

市民及び公益活動団体等の持つ特性が十分発揮できるよう自主性を尊重します。

エ 公開・機会平等

協働の相手方等に対する選考基準の明確化に努め、公募の活用など公開、機会平等を基本とします。

オ 期限の明確化

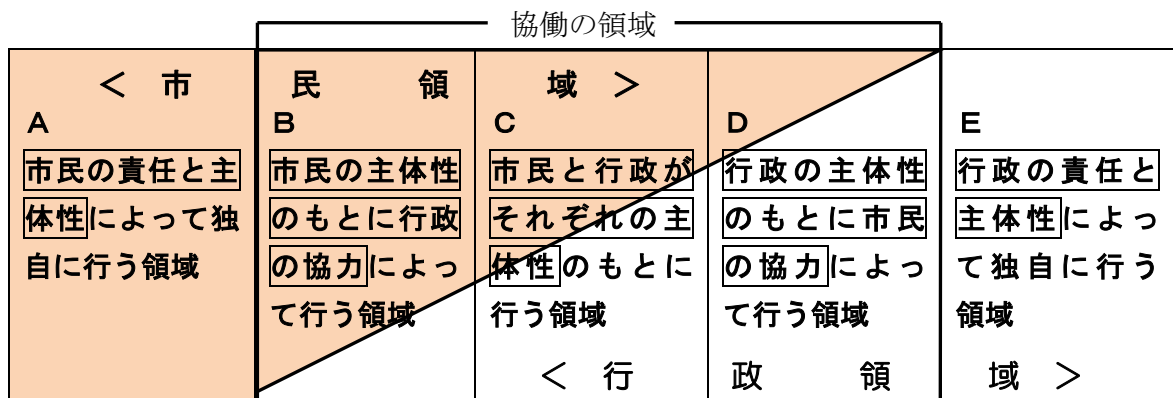
目的達成、事業完了したときなど、協働の目的に対する到達点をあらかじめ決めておきます。

(2) 協働の領域

一般的に、市民の役割、行政の役割の領域は次の5つに分けられ、説明されています。

- A : 市民の責任と主体性によって独自に行う領域
- B : 市民の主体性のもとに行政の協力によって行う領域
- C : 市民と行政がそれぞれの主体性のもとに行う領域
- D : 行政の主体性のもとに市民の協力によって行う領域
- E : 行政の責任と主体性によって独自に行う領域

図2 公益活動団体と行政の協働の領域



このうちB、C、Dの領域においては市民と行政の活動領域が重なり合い協働する部分であり、それぞれの特性を活かして協働するためには、互いの役割を把握し、協働の形態にあわせた双方の合意が必要となります。

(3) 協働の形態

ここでは、市民及び公益活動団体等と行政との協働の9つの形態を掲載しますが、協働の形態には、市民と市民、市民と公益活動団体等様々な形態があります。これらのそれぞれの協働を推進することが、住みよいまちづくりにつながっていきます。

ア 政策提言

行政施策に対し独自の企画や代替案を提案する形態

イ 事業協力・協定

一定期間、継続的な関係のもとで協力した取り組みを行う形態

ウ 委託

行政が公益活動団体等に業務の実施を委ねる形態

エ 補助・助成

公益上必要であると認められる場合に、行政がその資金の一部を提供する形態

オ 共催

共に事業主体となって、短期間の取り組みを行う形態

カ 後援

行政が後援という形式で名前を連ねる形態。逆の場合もあります

キ 実行委員会・協議会

対等な立場で構成された実行委員会等が事業主体となって取り組みを行う形態

ク 財産の活用

双方が所有する施設や物品などを互いに提供し合う形態

ケ 情報提供・情報交換

提案や意見、市民ニーズ等の情報を得ることや、相互に情報交換する形態

4 基本的な施策

(1) 基本施策

基本施策については、以下の4項目とし、それに基づく具体的な施策については、「公益活動推進アクションプラン」に規定します。

基本施策1 活動の担い手づくり

協働のまちづくりを推進していくためには、公益活動を行う担い手づくりが重要です。活動のきっかけとなる研修会の実施やリーダー育成のための専門知識を学ぶ講習会など積極的に行っていくことが必要です。また、市職員も協働に対する共通した認識を持つことで、より一層の相乗効果を生み出し、協働の成果を創出することができます。

加えて、育成だけでなく、移住者等新たな担い手の発掘、活動参加への促進に向けた取り組みを推進します。

さらに、優れた活動を顕彰し、公益活動の実践的モデルとして市民への周知を図ります。

基本施策2 活動の環境づくり

市民、公益活動団体等の活動が活発で持続的なものとなるためには、活動拠点の確保、安定した活動資金の確保が必要です。

また、市民、公益活動団体、事業者、地域コミュニティ及び行政の交流を促進するような仕掛けや、それぞれを結びつけるコーディネート機能等を充実させることも必要です。市民、公益活動団体等が活動しやすい環境づくりに努めます。

基本施策3 情報の収集・発信

市民、公益活動団体等が必要な情報を積極的に収集するとともに、ボランティア・公益活動団体等の活動状況等を市民に発信することで、公益活動の活性化につなげていきます。

基本施策4 参画機会の充実

市民、公益活動団体等自らがまちづくりについて考え、まちづくりに関わるができるように、地域課題を共有し、事業の企画・提案の段階から、参加、参画しやすい仕組みづくりをしていくことが重要です。

(2) 酒田市ボランティア・公益活動センター（旧名称：「酒田市公益活動支援センター」/平成30年度より名称変更）の設置・運営と機能の充実・強化

平成20年6月1日、中町三丁目の交流ひろばに市の直営で「酒田市公益活動支援センター」を設置しました。その後、平成25年度からは外部へ業務を委託し、受託団体の専門性、機動力等を生かしつつ、ボランティア、公益活動団体の一体的な支援施策を行ってきました。

また、ボランティアと市民活動の窓口を名実ともに一本化をすることで、利用者の戸惑いを解消し、同センターの活動を一層充実させるため、平成30年度より名称を「酒田市ボランティア・公益活動センター」に改称し、次の機能等を充実強化するように努めます。

- ① 市民、公益活動団体、事業者、地域コミュニティ及び行政を結びつけるコーディネート機能の強化
- ② ネットワーク構築情報の受発信の推進
- ③ ボランティア・公益活動団体の登録促進とデータベースの整備
- ④ 集会、会議及び立ち寄りの場として施設の提供
- ⑤ 公益活動推進員のスキルアップ
- ⑥ 公益活動創出・支援
- ⑦ 公益活動団体及び中間支援組織の育成
- ⑧ ボランティア教育の充実
- ⑨ その他目的達成のために必要な事項

令和2年4月には、市民からより愛着を持ってもらえるように、公募により愛称を「ボランティアさかた」に決定し、さらなる認知度向上に努めています。

(3) 酒田市ボランティア・公益活動推進委員会の設置

広く公益活動の推進に関する事項について調査、審議及び助言を行うため、市条例施行規則第6条により「酒田市ボランティア・公益活動推進委員会」を設置し、委員10人以内をもって組織します。